

伊勢崎市立境小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月

第1章 いじめの防止等のための基本的な考え方と定義

1. 基本理念

いじめは、人権侵害であり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与える行為です。さらに、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある、絶対に許されない行為です。本校は、「いじめほどの学級でも、どの児童にも起こりうる」という強い危機意識を教職員全員が共有し、群馬県および伊勢崎市のいじめ防止基本方針に則り、以下の基本姿勢のもと、学校の総力を挙げていじめの未然防止、早期発見、および早期解決に取り組みます。

○いじめを絶対に許さない学校づくり:

いじめは重大な人権侵害であると認識し、児童、教職員、保護者が一体となっていじめを許容しない土壌を作ります。

○被害児童の徹底的な保護:

いじめられている児童の立場に立ち、その安全と安心を最優先に確保し、最後まで絶対に守り抜きます。

○加害児童への毅然とした指導:

いじめる児童に対しては、行為の重大性を認識させる毅然とした対応を行うとともに、背景にある課題解決に向けた粘り強い教育的指導を行います。

○開かれた学校と連携:

保護者との強い信頼関係を築き、地域社会や関係機関(教育委員会、警察、児童相談所等)との緊密な連携協力を努めます。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいいます。(いじめ防止対策推進法第2条)

3. いじめの認知と判断における重要留意点

○被害児童の立場に立つ:

けんかやふざけ合いに見える行為であっても、表面的・形式的に判断せず、対象となった児童の感じる被害性や心身の苦痛に着目して判断します。

○本人が否定する場合の配慮:

いじめを受けている児童は、報復への恐怖や羞恥心から、教職員に対して「いじめられていない」と申告するケースが多々あることを十分に踏まえて事態を見極めます。

○一定の人的関係の範囲:

同じ学級や部活動、委員会活動だけでなく、塾やスポーツクラブ、過去に同じ学級だった等、当該児童と何らかの人的関わりがある集団を含みます。

○物理的な影響の広がり:

暴力などの身体的な影響に加え、金品をたかられたり、持ち物を隠されたり、壊されたりすることも重大ないじめとして扱います。

○インターネット上のいじめ:

SNS やオンラインゲーム上での誹謗中傷、仲間外し、画像の無断公開などについて、対象児童本人が直接知らなくても、加害行為を確認した時点で厳正に指導します。

○教職員の意識:

教職員の不用意な発言や、特定の児童への不適切な態度が、周囲の児童にいじめの暗黙の了解を与えたり、いじめを助長したりする可能性があることを重く受け止めます。

第 2 章 学校における組織体制

いじめの防止、早期発見およびいじめへの対処等を実効的かつ組織的に行うため、特定の教職員で抱え込まず、以下の会議体および組織を機能させます。

1. 生徒指導部会(未然防止・早期発見のための日常的組織)

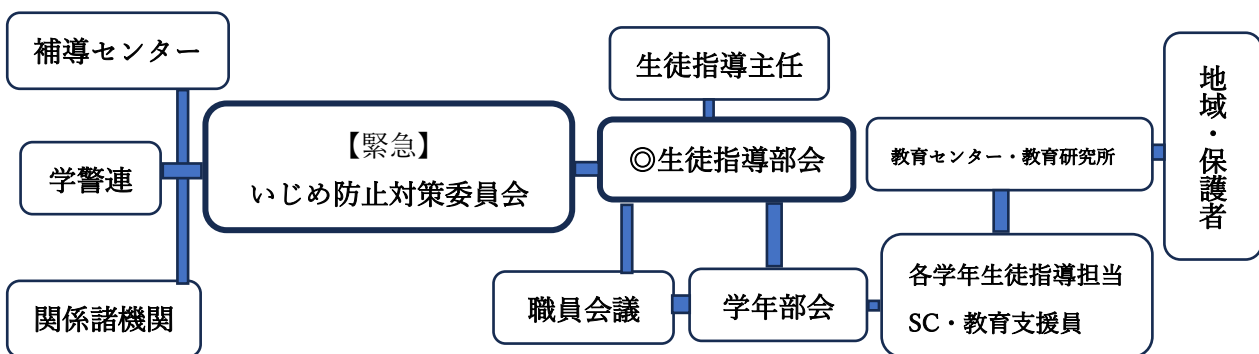
- **開催頻度:** 毎月 1 回、および必要に応じて随時開催
- **構成員:** 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭
- **役割・内容:**

- 児童の生徒指導上の課題(欠席傾向、友人関係のトラブル、学習意欲の低下など)の共有。
- 日常的な観察やアンケート結果に基づく、いじめの未然防止や早期発見に向けた具体的な対策の検討。
- 気になる児童に対する、教職員間の見守り体制の構築。

2. いじめ防止対策委員会(事案発生時の緊急対応組織)

- **開催頻度:** いじめが疑われる事案の発生時に臨時招集
- **構成員:** 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、関係学年主任、養護教諭、関係する学級担任、スクールカウンセラー(SC)等
- **役割・内容:**
 - いじめ事案に関する情報の集約と、事実確認のための調査方針の決定。
 - 被害児童の保護および心のケアの具体策の策定。
 - 加害児童への指導方針、および保護者への連絡・連携手順の決定。
 - 法令に基づく「重大事態」に該当するかの判断。
 - いじめ防止基本方針の年間計画の策定、および年度末の評価・見直し。

3.【組織図】



第3章 いじめの未然防止のための取組

いじめを未然に防ぐためには、児童が互いの多様性を認め合い、自己有用感を感じられる学校環境を作ることが不可欠です。

1. わかる授業・楽しい授業の実践

- 全ての児童が学習内容を理解し、達成感を持てるよう、ユニバーサルデザインを意識した授業づくりに努めます。

- 主体的・対話的で深い学びを通じて、児童同士が協力し合い、互いの意見を尊重する態度を育成します。
- 過度の競争意識や勝利至上主義が、児童のストレスを高め、いじめを誘発するおそれがあることを認識し、適切な指導を行います。

2. 道徳教育と人権教育の充実

- 道徳の時間を要として、学校行事や各教科と関連付けながら、命の尊さ、思いやりの心、善悪の判断力を育てます。
- 全学年において、年間計画に基づき、いじめに関連した教材を必ず取り扱い、児童自身にいじめについて深く考えさせます。
- 異学年交流や地域のお年寄りとの交流活動を通じて、多様な他者と関わり、相手を思いやる豊かな心を育みます。

3. 支持的風土と温かい人間関係の醸成

- 全校朝会での生活目標の共有や、児童会主体の「あいさつ運動」を通じて、互いの良さを認め合うコミュニケーション能力を育成します。
- 児童が安心して自己表現でき、間違いを許容し合える、心理的安全性の高い学級経営に努めます。
- 教職員自身が、体罰や暴言、不適切な言動を絶対に行わない、いじめを許さない学校風土のモデルとなります。

4. 情報モラル教育の推進

- スマートフォンやタブレット端末の普及に伴う SNS トラブルを防ぐため、計画的な情報モラル教育を実施します。
- 警察や専門家等の外部人材を積極的に活用し、インターネットの匿名性の危険や、一度発信した情報は消えないこと(デジタルタトゥー)を指導します。

第 4 章 いじめの早期発見の措置

いじめは、大人に見えにくいところで巧妙に行われます。教職員は「小さな変化」を見逃さない鋭い感性を持ち、多角的な視点で児童を見守ります。

1. 日常的な観察と積極的な情報共有

- 休み時間、給食時間、登下校、清掃活動など、授業以外の場面における児童の表情、言葉遣い、人間関係のわずかな変化を注意深く観察します。

- 衣服の汚れ、学用品の紛失・破損、保健室への来室頻度の増加など、身体的・心理的なサインを見逃しません。
- 些細な情報であっても、担任ひとりで抱え込まず、学年部会や生徒指導部会を通じて速やかに共有します。

2. 定期的なアンケート調査の実施

- 毎月の最終週の「なかよしアンケート」を確実に実施します。
- アンケート結果は迅速に集計・分析し、記名・無記名に関わらず、気になる回答があった場合は直ちに事実確認に動きます。

3. 教育相談体制の充実

- アンケート実施後や、全児童を対象とした個別面談(教育相談)を実施し、児童の悩みやSOSを直接聞き取る機会を設けます。
- スクールカウンセラー(SC)の来校日を学校だよりや tetoru で周知し、児童および保護者が専門家に気軽に相談できる環境を整えます。

第5章 いじめに対する措置(早期解決に向けた対応)

いじめが疑われる事案を把握した場合は、迅速かつ組織的に対応し、初期動作を誤らないように徹底します。

1. 事実関係の迅速な把握(初動対応)

- いじめの相談や通報を受けた教職員は、直ちに管理職に報告し、「いじめ防止対策委員会」を機能させます。
- 複数の教職員(担任、生徒指導主任など)で、被害児童、加害児童、周辺児童から別々に、慎重かつ丁寧に聞き取り調査を行います。

2. 被害児童の徹底的な保護と支援

- 「あなたは悪くない」「学校が全力であなたを守る」と伝え、つらい気持ちに共感し、精神的な負担を軽減します。
- 別室での学習、登下校の見守り、休み時間の付き添いなど、物理的および心理的な安全を最優先に確保します。
- 養護教諭やスクールカウンセラーと連携し、心の傷の回復に向けた中長期的なケアを実施します。

3. 加害児童への指導と支援

- いじめの事実が確認された場合、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした態度で指導します。
- 一方的に責め立てるのではなく、いじめに向かわせてしまった加害児童の心理的背景（家庭環境、ストレス、学習不振など）にも目を向け、根本的な改善を図ります。
- 必要に応じて別室指導を行うなど、被害児童と引き離す措置を講じます。

4. 観衆・傍観者への指導

- いじめをおもしろがって見ている「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」も、いじめを生み出す集団の一部であり、いじめを助長していることを指導します。
- 学級全体の問題として取り上げ、被害児童の痛みを想像させ、「誰かに相談する」「やめさせる」行動がとれるよう、集団の風土を改善します。

5. 保護者への連絡と連携

- 被害・加害双方の保護者に対して、事実関係を迅速かつ正確に報告します。
- 被害児童の保護者には、学校の対応方針を丁寧に説明し、不安や怒りを受け止めながら、家庭との緊密な連携のもとで解決を図ります。
- 加害児童の保護者には、事実関係を伝え、家庭での指導と協力を求めます。

6. 警察等関係機関との連携

- 暴行、恐喝、窃盗、器物損壊、インターネット上の名誉毀損など、犯罪行為として取り扱われるべき事案については、学校だけで解決しようとせず、直ちに伊勢崎警察署や児童相談所と連携します。

第6章 重大事態への対応方針と手続

いじめの中には、児童の生命や心身に重大な危険を及ぼす事案があります。本校は、「重大事態」が発生した疑いがあると認識した場合、隠蔽や過小評価を疑われることのないよう、法に基づき厳格に対応します。

1. 重大事態の定義(いじめ防止対策推進法第28条)

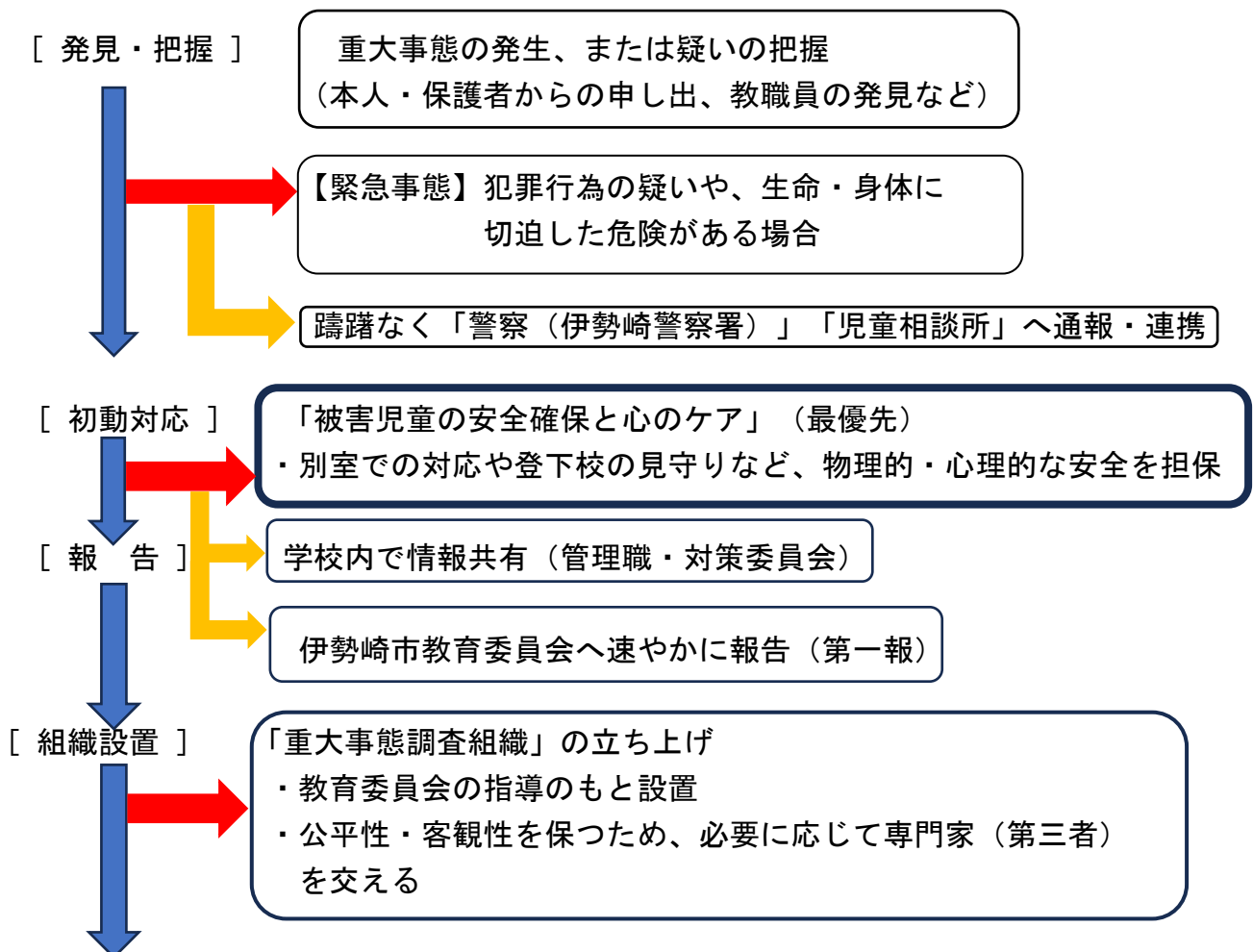
- **生命、心身、財産への重大な被害:** いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。(自殺企図、自傷行為、重度な精神疾患の発症、深刻な暴力被害、高額な金銭被害など)

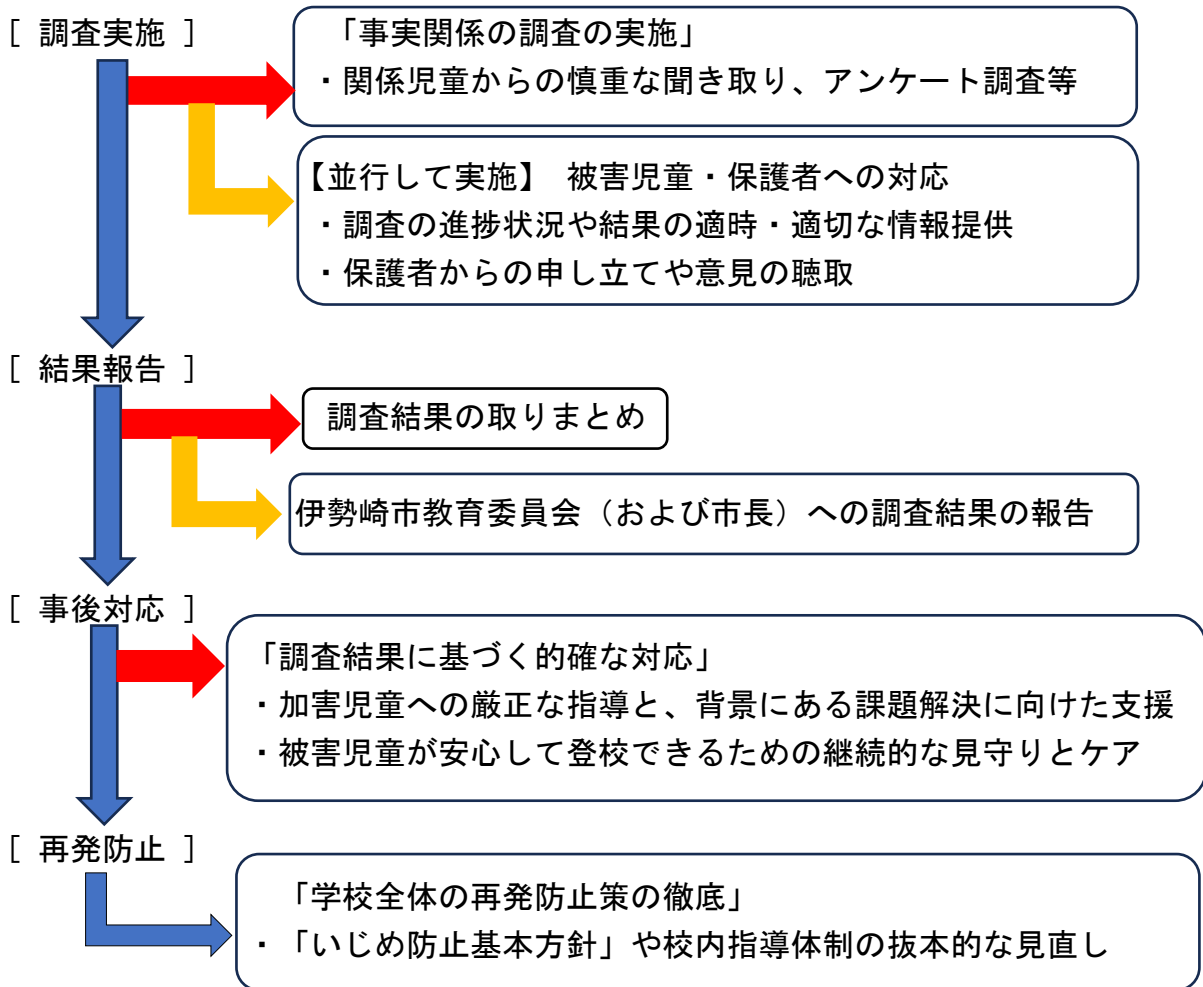
- 相当期間の欠席: いじめにより、児童が相当の期間(年間 30 日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

2. 重大事態発生時の具体的な対応手続

- 伊勢崎市教育委員会への速やかな報告: 疑いを把握した時点で、直ちに伊勢崎市長および伊勢崎市教育委員会へ事態を報告します。
- 「重大事態調査組織」の設置: 教育委員会の指導のもと、学校に調査組織を設置します。調査の客観性や公平性を担保するため、弁護士、医師、臨床心理士等の専門家(第三者)を含めた構成とします。
- 事実関係の調査の実施: 被害児童の安全とケアを最優先とし、関係児童への聞き取りやアンケートを実施し、事実関係を明確にします。
- 被害児童・保護者への情報提供: 調査の進捗および結果について、プライバシーに配慮しつつ、適時・適切に情報提供を行います。
- 調査結果に基づく解決と再発防止: 明らかになった事実に基づき、関係児童への対応を行うとともに、全校を挙げて再発防止を徹底します。

3. いじめ重大事態 対応フローチャート





第7章 学校の評価と方針の見直し

本方針が実効性のあるものとして機能しているかを確認するため、定期的な点検と見直しを行います。

- 年間を通じたPDCAサイクルの実施: 「いじめ防止対策委員会」が中心となり、各学期の終わりにいじめの認知件数、解決状況、未然防止の取り組みの効果等を検証します。
- 学校評価への位置づけ: 年度末に行う「学校評価(教職員、児童、保護者アンケート)」において、いじめ防止に関する項目を設定し、学校の取り組みが適切に評価されているかを確認します。
- 基本方針の見直し: 学校評価の結果や、実際に発生したいじめ事案の対応における課題を踏まえ、毎年度末に「いじめ防止基本方針」の内容を見直し、必要に応じて改定を行います。改定後は、新年度当初にホームページ等で保護者・地域へ広く公開します。

令和8年4月20日

伊勢崎市立境小学校「いじめ防止基本方針」策定委員会